清水町介護保険住宅改修費受領委任払取扱確約書

年　　月　　日

清水町長　様

住所

事業者名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

被保険者　　　　　　　　　　　　　　　　様（以下「甲」という。）の清水町介護保険制度における住宅改修費の支給について、受領委任払の取扱いを申し出るに当たり、清水町介護保険住宅改修費受領委任払実施要綱（平成21年清水町告示13号の以下「要綱」という。）の規定及び下記の事項を遵守することを確約します。

記

（基本事項）

１　厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成11年厚生省告示第95号）に定められた介護保険給付の対象となる住宅改修（以下「住宅改修」という。）の提供に関しては、関係法令、通達、清水町の条例及び規則等を遵守すること。

２　甲が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、甲の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえ、適切な住宅改修を行えるよう援助・施工・調整等を行うこと。また、住宅改修を行うことにより甲の日常生活の便宜を図り、甲を介護する者の負担の軽減を図るよう努めること。

３　住宅改修にあたっては、清水町、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者並びに在宅介護支援センター、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

４　甲の意思及び人権を尊重し、常に甲の立場に立った住宅改修に努めること。

（見積書等の交付）

５　施工に係る費用を見積もり、次に掲げる事項を明記して、見積書を作成し、甲に交付すること。

1. 住宅改修の内容
2. 箇所及び規模
3. 住宅改修に要する費用
4. 着工予定年月日
5. 完成年月日
6. 施工事業者名及び連絡先

（見積書の内容変更）

６　住宅改修に関する見積書の内容に変更があった場合には、速やかにその変更内容を甲に通知すること。

（住宅改修の施工等）

７　介護保険居宅介護住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式第１号）により申請したとおりの内容の住宅改修を行うこと。その際、住宅改修の施工等に関して甲に十分に説明を行うこと。

（自己負担額の受領等）

８　住宅改修費については、住宅改修費（限度額内）のうち、利用者負担額の支払いを甲　　　から受けるものとし、これを減額し、又は超過して費用を徴収し若しくは免除しないこと。また、工事完了後、利用者負担額の支払いを受けたときは、甲に領収書を発行すること。

（記録の整備）

９　住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修完了の日から2年間保存すること。

（通知）

10　甲が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を清水町長に通知すること。

1. 詐欺その他の不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
2. 正当な理由なく、住宅改修の施工や設置に関する指示に従わないとき。

（指導、調査等）

11　清水町が必要と認める指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、これに応じること。

12　関係法令、通達、清水町の条例、規則及び要綱に違反し、その是正等について清水町長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。また、要綱第11条に定める受領委任払の取扱停止措置について、異議を唱えないこと。

（苦情処理等）

13　甲から苦情又は相談があった場合において、甲の状況を詳細に把握する必要があるときは、状況の聞き取りのために訪問し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、甲の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を甲の立場に立って検討し、対処すること。

（秘密保持）

14　事業所の従業員は、業務上知り得た甲又はその家族の秘密を保持すること。また、従業員であった者に、業務上知り得た甲又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容とすること。